

松戸市におけるいじめ防止対策について

1 いじめの現状について

(1) いじめの定義

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行うものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」
「いじめ防止対策推進法第2条」(定義)



いじめは、「いつでも・どこでも・誰にでも起こりうる課題」
であるという認識が必要!

(2) H29年度の松戸市の現状

・認知件数 ※ () 内の件数はH28年度の件数です

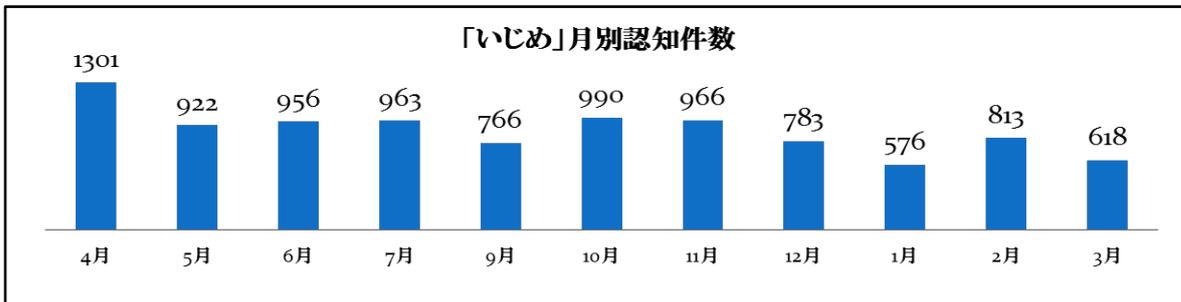
小学校	7096件	(4953件)
中学校	1054件	(1404件)
計	8150件	(6357件)

・解消率 ※ () 内の数値はH28年度の数値です。

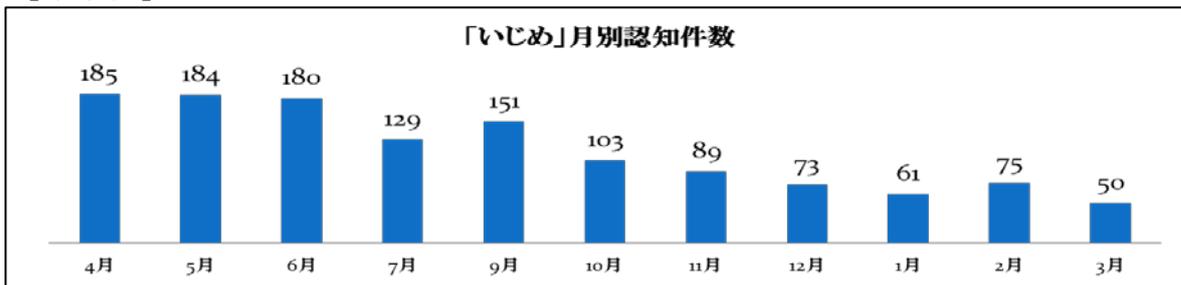
	解消	
小学校	68.6%	(77.5%)
中学校	59.2%	(66.3%)

・月別認知件数

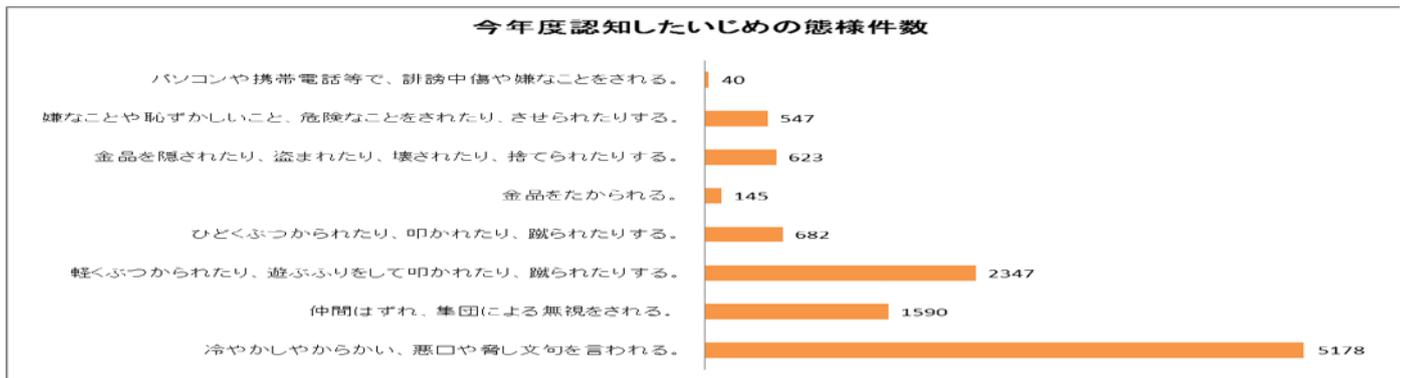
【小学校】



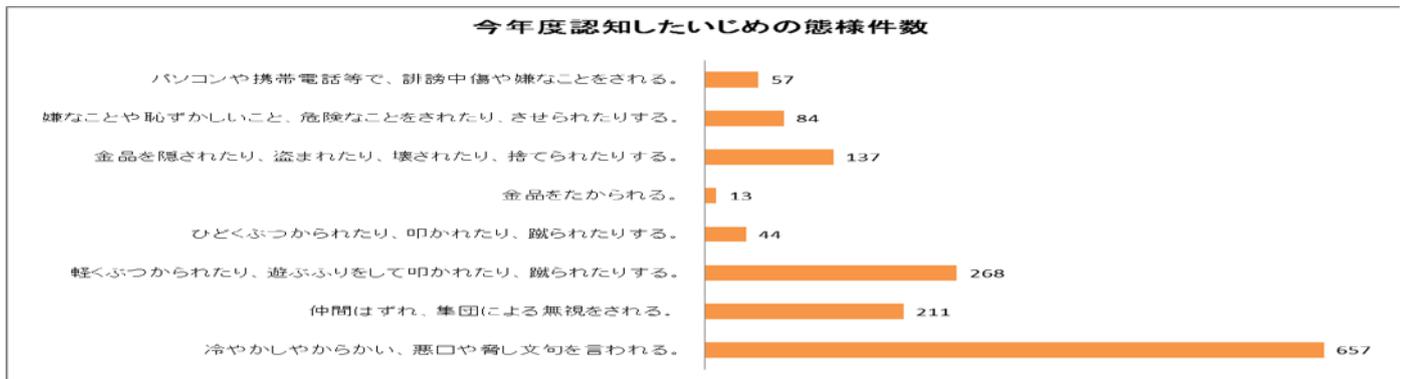
【中学校】



・いじめの態様
【小学校】



【中学校】



2 学校が行うべき措置

学校いじめ防止基本方針の見直し
(法13条・条例12条)

- 学校におけるいじめ対応の柱
- 策定後も現状と照らし合わせての積極的改訂

いじめの防止等の対策のための組織での対応(法22条)

- 「いじめの防止等の対策のための組織」を校務分掌に明記し、組織で対応
- 複数の教職員・心理、福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成

重大事態への対処
(法28条～33条・条例21条)

- 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月文部科学省)に記載されている内容に沿って対応する。

重大事態の発生

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間(年間30日以上)の欠席を目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあった場合

※いじめによる不登校重大事態は、欠席日数が30日になる前から、いじめアンケート調査の確認や関係児童生徒からの聴取の確認、指導記録の記載内容の確認などの踏み込んだ準備作業を行うとともに、教育委員会に報告・相談する。

3 いじめの予防、いじめの対応について（松戸市の具体的取組）

1 未然防止

- 生徒指導の機能を生かした「わかる授業」の展開
生徒指導の機能＝学ぶ意欲を支える三要素
 - ①自己決定の場を与える・・・自分の考えを発表する場を与える等
 - ②自己存在感を与える・・・承認や賞賛を行い所属感・存在感を与える等
 - ③共感的人間関係を育成する・・・お互いの良さを認め合う場を与える等
- やる気のある、いごちのよいクラスにするために、管理職を含めた組織による「Q-U調査結果」の分析と活用
- 道徳教育と道徳の授業の充実を図り「命の大切さ」・「思いやりの心」など豊かな人間性を育む
- 「豊かな人間関係づくり」や「いじめ防止プログラム」の活用
- 「ストップ・ザ・いじめ」子どもの心を耕す標語大作戦の実施
- 「いじめ防止対策に関わるチェックリスト」の活用

2 早期発見

- 「教育相談」や「いじめに関するアンケート」による情報収集
- 「Q-U調査結果」の分析と活用から、いじめの深刻化の予防や、いじめ被害に遭っている児童生徒の早期発見
- 児童生徒がいじめを訴えやすい相談体制の整備や相談窓口の周知

3 早期対応

- 「いじめの防止等の対策のための組織」による速やかな対応
- 正確な事実確認（複数名による被害者の訴えの傾聴・加害者への聞き取り）
- 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度での対応
- 「犯罪型」のいじめの場合、関係機関（警察・児童相談所等）との連携
- 「児童生徒の豊かな人間関係づくりを目指して」（いじめ問題対応マニュアル）の活用

4 継続支援

- 解消されていない問題については引き続き学校体制での丁寧な対応
※解消の定義は、いじめに係る行為が止んでいること、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（3か月を目安）
- 解消された案件も安心せずに事後指導・支援を継続
- 必要に応じて加害者・被害者ともにスクールカウンセラー等の活用も含めた心のケアの実施

《これまでに学校へ配付した資料》

- ◆「松戸市版豊かな人間関係づくりプログラム」（平成28年4月再配付）
- ◆「松戸市版豊かな人間関係づくり～いじめ防止プログラム編～」（平成29年5月配付）
- ◆「児童生徒の豊かな人間関係づくりを目指して」（いじめ問題対応マニュアル）（平成26年3月配付）

4 松戸市いじめ防止対策委員会について

- 教育委員会の付属機関であり、いじめ防止等のための対策に係る教育委員会からの諮問を受けて調査・答申するほか、必要に応じて意見を述べることができる組織。
(いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定による)
- 重大事態発生時には事実関係を調査し、その結果について教育委員会を通じて、市長に報告する。
(いじめ防止対策推進法第28条1項の規定による)
- 定例会においては、現状の把握に基づくいじめ防止に関する議論や学校現場において実効性のある、「検証授業の実施」や「道徳授業の参観」を通して、いじめ防止対策について議論し、松戸市のいじめ防止対策に寄与していただいている。